

○むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録要領

令和3年4月15日

告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、むかわ町（以下「町」という。）にふるさと納税をした寄附者に対する返礼品及び返礼品取扱事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定による寄附をいう。
- (2) 返礼品 町にふるさと納税をした寄附者に対して贈呈する商品又はサービスをいう。
- (3) 返礼品取扱事業者 町の返礼品を取扱う事業者をいう。
- (4) ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税の情報やサービスを集約し、ふるさと納税の利用の起点となるインターネットサイトをいう。

(返礼品取扱事業者)

第3条 返礼品取扱事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町の魅力の発信又は地域産業の振興につながる要素を持つ商品若しくはサービスを提供していること。
- (2) 町内に事業所を有し、かつ町内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売又は体験を含む。以下同じ。）を行う法人、その他の団体又は個人事業者であること。ただし、町内で生産された原材料を使用して北海道内において製造されている商品で、町をPRしていると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 町税等に未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項の規定による暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者及びその利益となる活動を行っている者でないこと。
- (5) その他町長が適当でないとする者でないこと。

(返礼品)

第4条 返礼品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条に規定する返礼品取扱事業者が生産、製造、加工又はサービスの提供を行うものであること。
- (2) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条の規定による総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (3) 発注後、速やかに発送業務を行うことができるものであること。

- (4) 各種関係法令に適合した生産、製造、加工又はサービス提供を行うものであること。
- (5) その他町長が適当でないとするものでないこと。

(返礼品及び返礼品取扱事業者の登録申請)

第5条 返礼品及び返礼品取扱事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) むかわ町ふるさと納税返礼品登録申請書（別記様式第2号）
- (2) 登録を受けようとする返礼品の内容がわかる書類
- (3) 誓約書（別記様式第3号）
- (4) その他町長が必要とする書類

(返礼品及び返礼品取扱事業者の登録承認)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、当該登録を承認するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録の承認を行ったときは、むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録審査結果通知書（別記様式第4号）により登録申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更申請)

第7条 登録事業者は、当該登録承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめむかわ町ふるさと納税返礼品等登録内容変更申請書（別記様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を町長に提出し、登録内容の変更の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、むかわ町ふるさと納税返礼品等登録内容変更承認書（別記様式第6号）により当該登録事業者に通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 返礼品の発送業務のために取得した個人情報について、当該発送業務の目的以外に使用しないこと。
- (2) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応しその解決に努めるものとし、苦情等の内容について速やかに町に報告すること。
- (3) 第6条及び第7条の規定により登録を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。

(登録の抹消等)

第9条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者及び取扱う全ての返礼品の登録を抹消するものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により返礼品取扱事業者の登録を受けたとき。
- (2) 第3条各号に該当しなくなったと認められるとき。

2 町長は、第6条及び第7条の規定により登録を承認した返礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、当該返礼品の登録を抹消するものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により返礼品の登録を受けたとき。

(2) 第4条各号に該当しなくなったと認められるとき。

3 町長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、むかわ町ふるさと納税返礼品等登録抹消通知書(別記様式第7号)により登録事業者に通知するものとする。この場合において、町長は、特に必要があると認めるときは、当該登録事業者に対し返礼品の回収等の措置を要求することができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 町長は、返礼品取扱事業者の登録に当たり取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(賠償責任等)

第11条 町長は、返礼品に関して生じた損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 登録事業者は、返礼品の品質等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町長は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 登録事業者は、返礼品の品質等に関して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

4 町長は、前2項の規定に違反する登録事業者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、ふるさと納税の返礼品及び返礼品取扱事業者の登録に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月15日から施行する。

附 則(令和5年3月24日告示第100号)

この告示は、令和5年4月1日より施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書

年 月 日

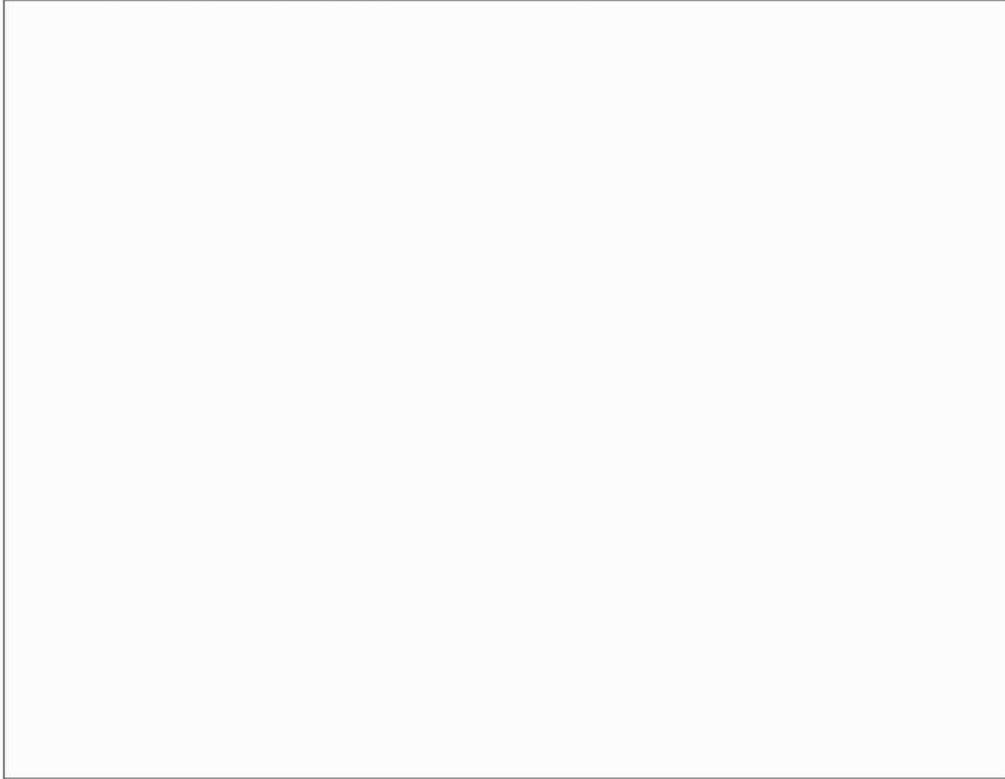
（あて先）むかわ町長

むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録要領第5条の規定により、
むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者の登録を申請します。

申込者	郵便番号	〒		印
	住所			
	フリガナ			
	会社・団体名			
	フリガナ			
	代表者名			
	電話番号		FAX 番号	
担当者	担当部署			
	フリガナ			
	担当者氏名			
	電話番号			
	FAX 番号			
	メールアドレス			
振込口座情報 ※	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※通帳写しを裏面に貼付すること

通帳写（銀行名、口座番号、名義がわかるページ）



別記様式第2号（第5条関係）

むかわ町ふるさと納税返礼品登録申請書

年 月 日

（あて先）むかわ町長

所在地

事業者名

代表者氏名

印

商品名	
商品説明	
キャッチコピー	
商品の内容 （個数・サイズ 等）	（可能な限り写真も添付してください。）

商品要件項目 ※該当する項目にチェックをして下さい。	<input type="checkbox"/> むかわ町内で収穫、栽培、水揚げ等されたもの。 <input type="checkbox"/> 原材料の主要な部分が、むかわ町内で収穫、栽培、水揚げ等されたもの。 <input type="checkbox"/> むかわ町内で製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。 <input type="checkbox"/> むかわ町内で収穫、栽培、水揚げ等されたもので、近隣の市町村内で収穫、栽培、水揚げ等されたものと混在したもの。(流通構造上、混在が避けられない場合に限る) <input type="checkbox"/> むかわ町の PR を目的としたキャラクターグッズ (むかろん、むかわ竜) (注意: むかわ竜等の恐竜グッズについては別途規定あり) <input type="checkbox"/> 上記 5 項目のいずれかに該当する商品と、その商品に関連する商品を組み合わせたもの。ただし組み合わせた商品のうち上記に該当する商品が主要な部分を占めているもの。 <input type="checkbox"/> むかわ町内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分がむかわ町に関連するもの。
商品製造所・加工所の住所	
原材料の産地	<input type="checkbox"/> むかわ町内 <input type="checkbox"/> 町外
商品の価格	円 (税込み)
アレルギー	
消費期限	
発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年で発送可能 <input type="checkbox"/> 個数限定 (個) <input type="checkbox"/> 期間限定 (月 ~ 月)
発送方法	<input type="checkbox"/> 冷凍便 <input type="checkbox"/> 冷蔵便 <input type="checkbox"/> 常温便 <input type="checkbox"/> その他 ()
荷サイズ	<input type="checkbox"/> 60 ・ <input type="checkbox"/> 80 ・ <input type="checkbox"/> 100 ・ <input type="checkbox"/> 120 ・ <input type="checkbox"/> 140 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
訳あり品	
訳あり品理由	
その他備考	

※記載されている内容を基にふるさと納税ポータルサイト等に掲載することとなりますので、正確に記載して下さい。

※セット商品については、商品毎に申込書を提出して下さい。

誓約書兼同意書

年 月 日

（あて先）むかわ町長

所在地

事業者名

代表者氏名

印

むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録要領の規定に定めるもののほか、下記事項について誓約いたします。

記

- 1 むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書及びむかわ町ふるさと納税返礼品登録申請書の記載事項等は真実に相違ありません。
- 2 むかわ町に納める税金のほか、国税、道税等に未納はありません。
なお、私に関する町税等納付状況を調査されることに同意します。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項の規定による暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者及びその利益となる活動を行っている者ではありません。
- 4 町から提供を受けた寄附者の個人情報、その管理に万全を期し、返礼品の送付以外の目的で使用しません。
- 5 上記の事由の有無の確認のため、必要に応じて町が行う調査については、これに同意するとともに、町から調査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

別記様式第4号（第6条関係）

むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録
審査結果通知書

年 月 日

様

むかわ町長

年 月 日付けで申請のあった、むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請について、下記のとおり承認したのでむかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録要領第6条の規定により通知いたします。

記

【登録事業者】

郵便番号	〒 ー
住所	
フリガナ	
会社・団体名	
フリガナ	
代表者名	

【登録返礼品】

返礼品名	内容量	返礼品予定単価（税込）

別記様式第5号（第7条関係）

むかわ町ふるさと納税返礼品等登録内容変更申請書

年 月 日

（あて先）むかわ町長

所在地

事業者名

代表者氏名

印

むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録要領第7条の規定により、登録承認を受けた内容に変更が生じたので、次により申請します。

<input type="checkbox"/> 変更 ・ <input type="checkbox"/> 辞退	
変更・辞退理由	
変更が生じた日	年 月 日 (返礼品変更の場合は、変更開始希望日)
変更内容	<input type="checkbox"/> 事業者 (<input type="checkbox"/> 所在地、 <input type="checkbox"/> 事業者名、 <input type="checkbox"/> 代表者氏名) <input type="checkbox"/> 返礼品 (<input type="checkbox"/> 名称、 <input type="checkbox"/> 内容、 <input type="checkbox"/> 価格) <input type="checkbox"/> その他 ()
変更前	
変更後	

※登録承認を受けた返礼品の内容変更を申請するときは、むかわ町ふるさと納税返礼品登録申請書（別記様式第2号）を添付してください。

別記様式第6号（第7条関係）

むかわ町ふるさと納税返礼品等登録内容変更承認書

年 月 日

様

むかわ町長

年 月 日付けで申請のあった、むかわ町ふるさと納税返礼品等登録内容変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

変更の内容

別記様式第7号（第9条関係）

むかわ町ふるさと納税返礼品等登録抹消通知書

年 月 日

様

むかわ町長

むかわ町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録要領第9条の規定により、登録を抹消したので通知します。

記

登録抹消の理由等

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内にむかわ町長に対して審査請求をすることができます。

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

別記様式第 4 号 (第 6 条関係)

別記様式第 5 号 (第 7 条関係)

別記様式第 6 号 (第 7 条関係)

別記様式第 7 号 (第 9 条関係)